

津久見市地域公共交通総合連携計画修正についての市民意見募集手続 に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、津久見市地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の修正過程における市民意見募集手続に関する必要な事項を定め、連携計画修正過程の透明性の向上を図り、市民の理解と参加を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 市民意見募集手続（以下「本手続」という。）は、連携計画修正過程において、その連携計画修正の素案を公表し、市民から広く意見、情報等（以下「意見等」という。）を募集し、提出された意見等を考慮して連携計画を決定するとともに、意見等に対する津久見市の考え方を公表する手続をいう。

2 本手続は、連携計画修正に対して市民の賛否を問うために行うものではない。

(公表方法)

第3条 連携計画修正の素案は、津久見市役所、（以下「公表場所」という。）において縦覧に供し、かつ、津久見市ホームページに掲載することにより行う。

(意見等の募集方法)

第4条 市長は、次に掲げる方法により意見等を募集するものとする。

- (1) 公表場所での提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

2 意見等の募集に当たっては、意見等の提出者の氏名、住所、電話番号その他の属性に関する情報を求めるものとする。

3 前項の規定により求める情報のうち、氏名、住所がない意見等については、意見等として採用しないものとする。

(意見等の募集期間)

第5条 意見等の募集期間は、平成22年2月15日午前8時30分から平成22年3月1日午後5時までとする。

2 郵便の方法により意見等を提出する場合は、平成22年3月1日必着とする。

(意見等の活用)

第6条 市長は、提出された意見等を考慮して連携計画の最終的な決定を行うものとする。

(意見等の公表)

第7条 市長は、提出された意見等及びこれに対する市の考え方を整理して公表するものとする。

2 提出された意見等のうち、公表することにより個人の権利その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 意見等に対する個別の回答は、行わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。